

米子市立図書館条例の一部を改正する条例

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 5月4日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) 毎月末日。ただし、その日が第1号又は前号の規定による休館日に当たるときは、その日前において、その日に最も近いこれらの規定による休館日でない日</p> <p>(5) 特別資料整理期間として、教育委員会が年1回10日以内において定める日</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>【削除】</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 毎月末日。ただし、その日が前2号の規定による休館日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い前2号の規定による休館日でない日</p> <p>(4) 特別資料整理期間として、教育委員会が年1回10日以内において期間をもって定める日</p>